

## 株式会社アオイコーポレーション 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 7月 1日～令和 4年 6月 30日までの 2年間

2. 内容

目標1：令和 4年 7月までに、従業員全員の所定外労働時間を、一人当たり年間 320時間未満とする。

<対策>

- 令和 2年 7月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 2年 9月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年 1 回実施
- 令和 2年 11月～ 職員掲示板及び事業所内会議等による社員への周知
- 令和 2年 12月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標2：令和 4年 7月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和 2年 9月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 2年 11月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和 2年 12月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：子供の出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 令和 2年 8月～ 制度内容について職員掲示板や事業所内会議等で社員に周知
- 令和 2年 10月～ 管理職を対象とした研修の実施